禁複写

「退職給付制度間の移行等に関する会計処理（案）」について

朝日監査法人　荻野　雅之

１．確定拠出型年金制度移行の特例措置について

確定給付型年金制度から確定拠出型年金制度への移行は年金財政上の積み立て不足解消が要求されている。積み立て不足の解消には以下の方法が考えられる。

①給付水準の引き下げ
②追加拠出
③給付水準の引き下げと追加拠出の併用

上記方法の選択もしくは給付水準の引き下げ度合いにより移行時の損益は大きく左右されることが考えられる。仮に無制限に繰延処理を容認した場合、移行時の損益の度合いに応じて事業主に利益操作として活用されるおそれがあると考えられる。（繰延処理を理由とした未認識会計基準変更時差異償却の先送りなど）
また、年金財政上積み立て不足が解消されているにもかかわらず、事業主の決算書上積み立て不足が解消されていない誤解を与えられるおそれがある。
以上より、繰延処理の容認は移行時の巨額損益の発生など必要性が認められる要素は存在するが、最低限に留める必要があると考えられる。（退職給付会計基準適用初年度に処理負担の軽減観点から繰延処理が認められた会計基準変更時差異についてのみ従来の繰延処理を認めるなど）

２．減額の会計処理について
（１）退職給付制度改訂に伴う大幅減額の会計処理について
退職給付見込み額が大幅に削減されても従業員の構成内容には変化がなく、給付水準の引き下げの結果生じる負の過去勤務債務の効果は今後も従業員の勤続に応じて発生が見込まれる。従業員が多数解雇されることによりそれまで繰り延べられてきた過去勤務債務の効果が喪失する大量解雇とは性質を異にすると考えられる。従って、給付水準の引き下げで退職給付制度の一部終了に近いとは考えにくく、過去勤務債務、数理計算上の差異、会計基準変更時差異の即時認識は認められないと考えられる。

（２）将来勤務部分の退職給付減額改訂の会計処理について
２．（１）の結論と同様に従業員の将来勤務部分だけを取り出して、過去勤務部分と異なった会計処理を適用する合理的理由が認められないこと、将来部分の確定給付型年金から確定拠出型年金への移行処理（将来部分を確定拠出型年金へ移行した場合、確定給付型年金の将来部分の一部または全部が減額される効果があるがその結果生じる退職給付債務の減少は過去勤務債務として処理される）との整合性を考慮すると過去勤務債務として処理する必要があると考えられる。

３．確定拠出型年金移行時における退職給付信託の取り扱いについて
確定給付型年金から確定拠出型年金に移行する場合は年金上の財政不足の解消が要求されているが、退職給付信託は年金財政上の資産としては認定されていないため、同信託の拠出は財政不足の解消手段とはならない。従って、確定給付型年金において退職給付信託を設定している場合は確定拠出移行時に会計上の年金資産が退職給付債務を超過することにより退職給付信託の解約益を計上すると考えられるが、その時期、評価額について記載がないので明記する必要があると考えられる。